

広島市告示第407号
令和7年8月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 広島東映プラザ
- (2) 所在地 広島市中区八丁堀16番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

東映株式会社
代表取締役 吉村 文雄
東京都中央区京橋二丁目2番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）東映株式会社
代表取締役 手塚 治
東京都中央区銀座三丁目2番17号

（変更後）東映株式会社
代表取締役 吉村 文雄
東京都中央区京橋二丁目2番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ハズ
代表取締役 桜井 悟
東京都渋谷区渋谷一丁目15番8号

（変更後）株式会社ドン・キホーテ
代表取締役 吉田 直樹
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

4 変更年月日

- (1) 令和5年4月1日代表者変更
令和7年7月22日住所変更
- (2) 令和7年7月31日

5 届出年月日

令和7年7月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和7年8月4日から同年12月4日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年12月4日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課